

サポカー補助金

申請タイプ別 応募要領一覧

「事業用 後付け装置」の申請

【 はじめに 】

※「安全運転サポート車」のことを通称「サポカー」と呼びます。（Safety Support Car）

センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認ください、誤りのない申請をお願いします。

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「安全運転サポート車普及促進事業費補助金及び安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。

このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請又は受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないでください。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査等を行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したサポカーは、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、又は、補助金を受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

※ 個人情報保護について

センターは、補助金交付業務に当たり、センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査等、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催等の次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合又は業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失及び改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法等個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を順守いたします。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント（事業用後付け）

※「安全運転サポート車」のことを通称「サポカー」と呼びます。（Safety Support Car）

- ・センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認いただき、誤りのない手続きをお願いします。
- ・1年間の保有が義務付けられています。代替等の処分をする場合は補助金の返納が必要です。

I-1 全体の流れ（使用者）

: センター

: 使用者

1. 補助対象装置と取扱事業者の認定

- ▶ 「サポカー補助金に関する審査委員会」において「補助対象装置」として認定された後付け装置が対象です。
- ▶ センターが取扱事業者の申請により、後付け装置を取り付ける店舗等を認定します。

2. 事業登録申請書類の提出 ☆（注意）車両／後付け装置の補助を通じ一件の登録申請です。

- ▶ 事業者（法人・個人事業主）は、事業者登録申請書を提出ください。
- ▶ 事業者登録申請に係る事業者登録申請書の添付資料は以下の通りです。
 - ①登記簿本又は現在事項全部証明書等（3ヶ月以内、コピーで可、個人事業主の方は免許証のコピー）
 - ②補助金振込先金融機関の通帳のコピー
（後付け装置のみの補助の場合は振込先は不要ですが、その場合でも将来の車両補助申請を見込んで提出ください）
 - ③事業用車両 運転従事高齢者名簿（個人事業主の方も必要です）
 - ④上記③名簿の全員の運転免許証のコピー（個人事業主の方は①が代用となり不要）
- ▶ 事業者登録申請書類は、郵便又は信書便で送付してください。eメールでの電子申請も可能です。持ち込みによる受付はいたしません。

〈郵便で発送の場合〉

〒135-8408

東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局留め
深川郵便局 JPMD 内
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

〈信書便で発送の場合〉

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

- ▶ eメールでの電子申請は、事業者登録を申請する事業者ごとに下記のメールアドレスをお願いします。
（1通のメールで複数事業者分を申請いただいても受付出来ませんのでご注意ください）
sapoca-sinsei@cev-pc.or.jp ※メール件名は「電子申請（事業者登録）」としてください。

☆（注意）後付け装置取扱事業者の認定手続き関係の書類（認定申請書・変更申請書）の送付先ではありません。正しい送付先は、後付け装置取扱事業者様認定手続き専用HPでご確認ください。

http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/atoduke_tetuduki.pdf

3. 認定された事業者の店舗等で、補助対象装置として認定された後付け装置を取付け。

- ▶ 認定事業者・店舗等はセンターのホームページに掲載していますので確認してください。
- ▶ 補助対象装置として認定された「後付け装置」は更新される場合があります。
詳しくは下記国土交通省ホームページを確認ください。
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html
- ▶ 後付け装置設置申込書兼誓約書に必要な事項の記入をし、今回取付ける車両の運転者全員を記載した①運転従事高齢者名簿とその②運転免許証のコピー、これら車両全ての③自動車検査証のコピーを添えて取付けを依頼した取扱事業者へ提出（名簿は提示のみでも可）ください。
- ▶ 後付け装置の購入とその取付けをした際に、購入・取付け代金（消費税込み）から補助金相当額が控除された代金の支払い手続きを完了してください。

☆後付け装置を購入、取付けた事業者（法人・個人事業主）の方の手続きはこれで終了です。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント（事業用後付け）

※「安全運転サポート車」のことを通称「サポカー」と呼びます。（Safety Support Car）

- ・センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認ください、誤りのない申請をお願いします。
- ・1年間の保有が義務付けられています。代替等の処分をする場合は補助金の返納が必要です。

I-1 全体の流れ（申請者：取扱事業者）

: センター

: 申請者（取扱事業者）

1. 取扱事業者の認定手続き

- ▶ 後付け装置取扱事業者認定を希望される方は、下記センターのホームページを確認いただき、申請してください。

<http://www.cev-pc.or.jp/kokuchi.html>

2. 認定審査結果

- ▶ 審査の結果認定された場合はその旨を通知するとともに、センターのホームページに公表します。
- ▶ 取扱事業者に認定されたら、その決定日以降の取付け完了分から補助金交付申請が可能となります。

3. 後付け装置の販売・取付け（店舗等において）

- ▶ 使用者が補助金交付要件を満たしているかを確認の上、販売、取付け。
- ▶ 使用者に、販売・取付け代金（消費税込み）から補助金相当額を控除した金額を請求。

4. 補助金交付申請書類の提出

- ▶ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出ください。（必要書類は重要なポイントを参照）
- ▶ 補助金交付申請書類は、郵便又は信書便で送付してください。eメールでの電子申請も可能です。持ち込みによる受付はいたしません。
- ▶ 補助金交付申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

〈郵便で発送の場合〉

〒135-8408

東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局留め
深川郵便局 JPMD 内

一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

〈信書便で発送の場合〉

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

- ☆（注意）後付け装置取扱事業者の認定手続き関係の書類（認定申請書・変更申請書）の送付先ではありません。正しい送付先は、後付け装置取扱事業者様認定手続き専用HPでご確認ください。

http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/atoduke_tetuduki.pdf

- ▶ 各店舗等からの申請書類は、後付け装置取扱事業者にて取りまとめて送付してください。但し、eメールでの電子申請は、補助金の交付を申請する装置1台ごとに下記のメールアドレスをお願いします。（1通のメールで複数台分を申請いただいても受付出来ませんのでご注意ください）

sapoca-sinsei@cev-pc.or.jp

※メール件名は「電子申請（事業用後付け）」としてください。

5. 補助金交付申請書類の審査

- ▶ 補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
- ▶ 大量の申請書を順次審査しますので、期間は概ね1～2ヶ月程度かかります。（申請書類に不備や誤記入等がある場合はさらにかかることもあります。）
- ☆（注意）個別の審査状況についてはセンターのホームページ内の「審査状況確認画面」にてご確認ください。

<https://support.charge.cev-pc.or.jp/fa-web/xhtml/addon/generalAddon2.xhtml?d=NevCst01001&isDirectAccess=true&displayId=NevCst01001>

6. 補助金交付決定

- ▶ 補助金の交付が決定しましたら、「交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせします。
- ☆（注意）交付ではない（申請内容に不備や不受理となる項目がある）場合、申請者様宛に返送します。（電子申請は送信元のメールアドレス宛に不備、又は不受理の通知のみとなります。）

7. 補助金交付（振込み）

- ▶ 「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行後速やかに、後付け装置取扱事業者認定申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

I - 2 補助金申請の重要なポイント（事業用・後付け）

【使用者：後付け装置を購入される、65歳以上の運転者を雇用する事業者】

1. 補助金の募集要件（令和3年度）

- 補助金交付申請の受付期間は次の通りです。

補助金申請書受付期間	2021年4月1日～
------------	------------

- ☆（注意）「後付け装置」については、「後付け装置取扱事業者」が認定された後に、認定された店舗等で取付けたもののみが対象になります。4月1日以降の取付け分全てが補助金の対象になるわけではありませんので、ご注意ください。※

⇒詳細は、取付け店舗にお問合せください。

※令和元年、及び2年度中については、認定された店舗等で、その店舗等が認定された日以降に設定された装置が対象となります。

- 補助金対象者は次の通りです。

2022年3月31日までに65歳以上になる高齢運転者 ※本年4月以降に65歳になられる方は4月以降の装着に限る

- 事業者は事前に事業者登録申請が必要となります。（申請方法は全体の流れ（使用者）を参照）

※車両／後付け装置の補助を通じ一件の登録申請です。

2. 補助金対象となる後付け装置の購入と取付け

（1）補助金の対象となる後付け装置

補助金の対象となる後付け装置は国土交通省に認定された装置のみです。

※後付け急発進等抑制装置の認定結果（2019年12月17日 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

（2020年 5月26日 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html

（2020年 7月1日以降 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html

補助金対象の後付け装置は今後更新されることがあります。詳しくは国土交通省のホームページを確認ください。

（2）後付け装置の購入・取付けと代金支払い

①店舗等で後付け装置を購入・取付けする際、「後付け装置設置申込書兼誓約書」の記入と、有効な運転免許証・車検証のコピーが必要になります。

②店舗等へは、後付け装置の販売、取付け合計費用（消費税込み）から補助金相当額を差し引いた金額をお支払いください。

（3）補助金に関するその他の留意点

①後付け装置の補助金の交付は、1人の高齢運転者あたり1回限りです。

②後付け装置を取付ける車両についてサポカー補助金の車両補助を受ける場合でも、後付け装置の補助の対象になります。ただし、中古車で車両補助を受ける場合、後付け装置の補助上限額は2万円となります。

③後付け装置の購入補助については、補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。自治体の実施する補助金との併用については、最寄りの自治体に確認ください。

④反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

使用者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。使用者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

3. 後付け装置（財産）の一定期間の保有義務

- 補助金を受けた後付け装置（「取得財産等」という）については、使用者に対し、原則として、定められた期間（1年間）は保有が義務付けられます。（この期間を「処分制限期間」といいます）

- やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前にセンターへの手続きが必要です。また、補助金の返納が必要となり、再度の申請は行えません。

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査します。

【補助金交付申請者：後付け装置取扱事業者／店舗等】

1. 補助金の募集要件（令和3年度）

- 補助金交付申請の受付期間は次の通りです。

補助金申請書受付期間	2021年4月1日～
------------	------------

※サポカー補助金については、予算が続く限り受け付けます。

☆（注意）取扱事業者に認定されたら、その決定日以降の取付完了分から申請が可能となります。

- 補助金対象者は次の通りです。

2022年3月31日までに65歳以上になる高齢運転者	※本年4月以降に65歳になられる方は4月以降の装着に限る
----------------------------	------------------------------

- 提出期限は、後付け装置設置から原則1ヶ月以内（翌月の前日消印有効）です。
- 補助金交付申請書は、郵便又は信書便で送付してください。eメールでの電子申請も可能です。持ち込みによる受付は行いません。
- 補助金交付申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

〈郵便で発送の場合〉

〒135-8408

東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局留め
深川郵便局 JPMD 内
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

〈信書便で発送の場合〉

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

- eメールでの電子申請は、補助金の交付を申請する装置ごとに下記のメールアドレスをお願いします。

（1 通のメールで複数台分を申請いただいても受付出来ませんのでご注意ください）

sapoca-sinsei@cev-pc.or.jp

※メール件名は「電子申請（事業用後付け）」としてください。

2. 補助金対象となる後付け装置の販売と取付け

（1）補助金の対象となる後付け装置

補助金の対象となる後付け装置は国土交通省に認定された装置のみです。

※後付け急発進等抑制装置の認定結果（2019年12月17日 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

（2020年 5月26日 国土交通省）https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html

（2020年 7月1日以降 国土交通省）https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html

補助金対象の後付け装置は今後更新されることがあります。詳しくは国土交通省のホームページを確認ください。

（2）後付け装置の販売と購入者への請求

①後付け装置を販売し、補助金を申請する場合は、装置の購入者が補助金要件に適合しているか確認をしたうえで販売、取付けを行ってください。（※年齢、使用者等）

②購入者へは、後付け装置の販売、取付け合計費用（消費税込み）から補助金相当額を差し引いた金額を請求してください。

（3）交付申請にあたって必要な書類

①交付申請書兼実績報告書（事業用後付け）※電子申請は専用のエクセルファイル、又はそのPDFのみ可。

②後付け装置を設置しようとする高齢運転者確認書類（運転免許証の写し、国内で取得したものに限り）

※電子申請はPDFで可。以下同様。

③自動車検査証のコピー

④代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書のコピー等）

（※補助金の控除が確認できるもの、例えば、納品請求書や注文書の追加添付）

⑤使用者が記載した後付け装置設置申込書兼誓約書

⑥国土交通省の後付けの急発進抑制装置の認定製品であることを証する書類のコピー

（4）補助金に関するその他の留意点

①後付け装置の補助金の交付は、1人の高齢運転者あたり1回限りです。

②後付け装置を取付ける車両についてサポカー補助金の車両補助を受ける場合でも、後付け装置の補助の対象になります。ただし、中古車で車両補助を受けてその車両に後付け装置を付ける場合、補助上限額は2万円となります。

③後付け装置の購入補助については、補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。自治体の実施する補助金との併用については、最寄りの自治体に確認ください。

④反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

使用者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。使用者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

3. 後付け装置（財産）の一定期間の保有義務

- 補助金を受けた後付け装置（「取得財産等」という）については、使用者に対し、原則として、定められた期間（1年間）の保有が義務付けられます。（この期間を「処分制限期間」といいます）

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

【使用者】後付け装置を設置される、65 歳以上の運転者を雇用する事業者

1. 必要書類一覧

1. -1 事業者登録申請

- サポカー(新車又は中古車)及び後付け装置の補助を事業用車両で初めて交付申請をされる際は、事前に事業者登録申請が以下の書類にて必要となります。従いまして、サポカーですでに事業者登録申請されている場合は重複となりますので不要となります。

必要書類		書類様式 (センター指定)
(1)	事業者登録申請書	
	(書類申請) http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-05.pdf	様式 S1-5
	(電子申請) http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-05_e.xlsx	様式 S1-5-e
(2)	登記簿本又は現在事項全部証明書等(3ヶ月以内)	—
(3)	補助金の振込先を確認する書類	—
(4)	運転従事高齢者名簿	様式 S1-6
	http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-06.xlsx	
(5)	雇用している高齢運転者の確認書類(運転免許証のコピー)	—

- センターが様式を指定する書類は、センターのホームページ「Ⅳ. 様式集」からダウンロードしてお使いください。<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/jigyo-atotsuke.html>
- 添付する書類コピーは、片面コピーで、A4サイズをお願いします。
- 申請書類の送付先は下記の宛先をお願いします。

【事業者登録申請書類送付先】(事業用・後付け装置)

◎ 書類申請の場合：郵送先

〈郵便で発送の場合〉

〒135-8408

東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局留め
深川郵便局 JPMD 内

一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

〈信書便で発送の場合〉

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

◎ 電子申請の場合：メールアドレス

sapoca-sinsei@cev-pc.or.jp

※メール件名は「電子申請(事業者登録)」としてください。

☆(注意) ・後付け装置取扱事業者の認定手続き関係の書類(認定申請書・変更申請書)の送付先ではありません。正しい送付先は、後付け装置取扱事業者様認定手続き専用 HP でご確認ください。

http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/atoduke_tetuduki.pdf

・送付後に不備や不足が判明した場合、承認になる場合もありますのでセンターからの連絡を待つようにしてください。追送はご遠慮ください(返却となります)。

1. -2 後付け装置の取付け

➤ 以下の必要書類は、取付けをされる際に店舗等で必要になります。予めご準備いただき、実際に取付ける際は店舗等の指示にしたがって提示、及び提出ください。

必要書類		書類様式 (センター指定)
(6)	後付け装置設置申込書兼誓約書	様式 S1-10
	http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-10.pdf	
(7)	後付け装置を設置しようとする車両の高齢運転者の確認書類(運転免許証のコピー)	—
(8)	後付け装置を設置しようとする車両の確認書類(自動車検査証のコピー)	—
(9)	後付け装置を設置しようとする車両の運転従事高齢者名簿	様式 S1-6
	http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-06.xlsx	

2. 必要書類の詳細説明

2. -1 事業者登録申請

(1) **事業者登録申請書** ※7ページに記入例があります。

➤ センターが指定する「事業者登録申請書」(様式 S1-5)を記入ください。

記入項目	留意事項
1. 申請者(事業者)	・枠内を漏れなく記入ください。 ・法人番号は必ず13桁でご記入ください。12桁では無効です。 ※国税庁指定の番号。国税庁法人番号公表サイトで検索可能。 登記簿謄本に記載の会社法人等番号(12桁)とは異なります。 ・個人事業主の場合、屋号の記入は不要、運転免許証番号を記入。 ・登録人数は「運転従事高齢者名簿」記載の方の有効な運転免許証コピー件数と同数を記入してください。数の不一致は無効。

2. 補助金振込先に関する事項	・後付け装置のみの補助の場合振込先は不要ですが、その場合でも将来のサポカー(新車、中古車)補助申請を見込んで記入してください。 ・枠内を漏れなく記入してください。 ・<u>口座名義は申請者名義の口座としてください。</u> フリガナも必ず記入してください。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付ください。 ☆(注意) ・「<u>口座名義人</u>」は申請者と同一であることが必要です。個人事業主で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合があります。 ・ゆうちょ銀行の場合は「通帳記号」と「通帳番号」を所定の欄最下部に記入ください。通帳記号に枝番がある場合、枝番は記入しないでください。(例:「〇〇〇〇-1」→記入は「〇〇〇〇」のみ)
3. 補助金の申請に際して交付規程に則る事及び以下の事項に誓約、同意	・内容を確認しご理解ください。

(2) **登記簿本又は現在事項全部証明書等** ※個人事業主の場合は運転免許証のコピーです。

- 申請書到着日時点(消印等)で3ヶ月以内に交付されたものを添付ください。コピーで可。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。

☆(注意) 個人事業主の場合は、申請者の確認書類として、運転免許証のコピー(両面を1枚にコピー)を提出となります。 ※申請書到着時点(消印)で有効期限内のもの。尚、コピー時に有効期限が鮮明になっていることにご注意ください。

(3) **補助金の振込先を確認する書類**

- 申請書に記載した補助金の振込先がわかる下記の書類を添付ください。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。

◎ **通帳の振込先情報が記載されたページのコピー**

※振込先情報は、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人。通帳に準ずるホームページの画面コピーで可。

- ☆(注意) ・振込先情報は、2ページ目見開きや表ページに記載されていることが多いですが、情報が不足している場合は手書きで加筆願います。
- ・旧名称の金融機関名、支店名の通帳の場合は、申請書に記入した新名称を手書きで加筆願います。

(4) **事業用車両 運転従事高齢者名簿**

- センターが指定する「運転従事高齢者名簿」(様式 S1-6)に運転業務に従事する満65歳以上の高齢運転者を記入して、その全員分の運転免許証のコピーを添えて提出となります。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。

☆(注意) ・複数回交付申請され名簿に増員がある場合都度事業者登録申請書を提出していただく必要があります。(減員は計画変更承認申請書となります)

・個人事業主の場合運転従事高齢者が申請者本人のみ(1名)の場合でも提出が必要です。

記入項目	留意事項
1. 氏名(カナ)	・申請車両の運転に従事される方のお名前を「カナ」で記入してください。
2. 氏名(漢字)	・申請車両の運転に従事される方のお名前を「漢字」で記入してください。

3. 生年月日	・申請車両の運転に従事される方の生年月日を記入してください。 ・年は西暦で記入してください。
4. 免許証番号	・申請車両の運転に従事される方の免許証番号を記入してください。
5. 所属部署	・申請車両の運転に従事される方の所属部署を記入してください。
6. 備考	・申請車両の運転に従事される方のことで、申請上、特筆することがあれば、記入してください。

(5)雇用している高齢運転者の確認書類

➤ 高齢運転者の氏名、生年月日等が確認できるものとして下記の書類を添付ください。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。

● **運転免許証のコピー**（両面を 1 枚にコピー）

※申請書到着時点（消印）で有効期限内のもの。尚、コピー時に有効期限が鮮明になっていることにご注意ください。

☆（注意）・高齢運転者は、後付け装置取付け前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。（暴力団排除に関する誓約書（交付規程別紙 1 / 別紙 2）参照）

・上記書類における氏名、生年月日、免許証番号等は、「運転従事高齢者名簿」に記入した方と同一であることと、「運転従事高齢者名簿」に記入した全員分があることが必要です。

※事業者登録申請書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認ください※

＜事業用後付け装置・事業者登録申請＞

☆(注意) 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

- ☐ 事業者登録申請は後付け装置取付け前ですか？
- ☐ 申請書及びその他様式に、必要事項が、漏れなく誤りなく記入されていますか？
※登録人数の誤りと、口座名義人の記入漏れが多くなっています。要注意願います。
- ☐ 申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？
(登記簿本(個人事業主の場合免許証のコピー)・補助金振込口座名義人等)
- ☐ 「運転従事高齢者名簿」に記入した雇用している高齢運転者全員の有効な運転免許証のコピーがあり、その数が事業者登録申請書の登録人数と一致していますか？
- ☐ 必要書類は全て整っていますか？
添付する書類コピーは、片面コピーで、A4サイズをお願いします。
 - ◇ 事業者登録申請書（様式 S1-5）　＜申請書は原本＞
※電子申請をなされる場合はこの様式のみ専用のエクセルファイル、又はその PDF のみとし、これ以下の書類は PDF で可。
 - ◇ 登記簿本又は現在事項全部証明書等(3ヶ月以内)※個人事業主の場合は免許証のコピー
※本書の入れ忘れが多くなっています。要注意願います。
 - ◇ 補助金振込先金融機関の通帳のコピー(申請者名義のもの)
※振込先の内容がわかる通帳のページをコピーしてください。
 - ◇ 運転従事高齢者名簿（様式 S1-6）　＜申請書は原本＞
 - ◇ 運転免許証のコピー
※「運転従事高齢者名簿」に記入した全員分が必要です。
- ☐ 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

○後付け装置を設置される 65 歳以上の運転者を雇用する事業者【事業者登録申請】

(サポカー(新車、中古車)分も含めて初回のみ、サポカーですでに申請済みの場合は不要となります)

※申請に必要な書類と書類提出にあたってのお願い

必要な書類		様式番号
①	事業者登録申請書	様式 S1-5
②	補助金の振込先を確認する書類(通帳コピー(申請者名義のもの))	—
③	登記簿謄本又は現在事項全部証明書等(3 ヶ月以内)※個人事業主の場合は免許証のコピー	—
④	運転従事高齢者名簿	様式 S1-6
⑤	雇用している高齢運転者の確認書類(運転免許証のコピー)	—

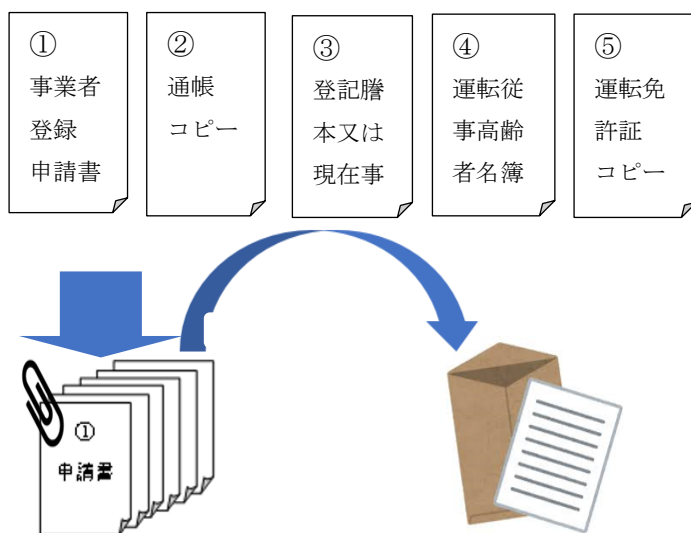
1. 【書類申請】に関する注意事項(申請書類の送付準備等について)

○申請書類は、必要な添付書類と一緒に折らずに左上をクリップで留めてA4角形2号封筒に同封して指定の宛先に送付してください。なお、封筒表面に赤字で事業者登録申請書在中と書いてください。

○提出書類は、印刷が鮮明なものに限ります。

○申請書に添付する書類の内、コピーになるものはA4サイズ用の紙にコピーし、切り抜いたり、折り畳んだりしないで、①の申請書の後ろに他の添付する書類とともに② ③ ④ ⑤の順にクリップで綴じてください。(ホチキス留めはしないでください)

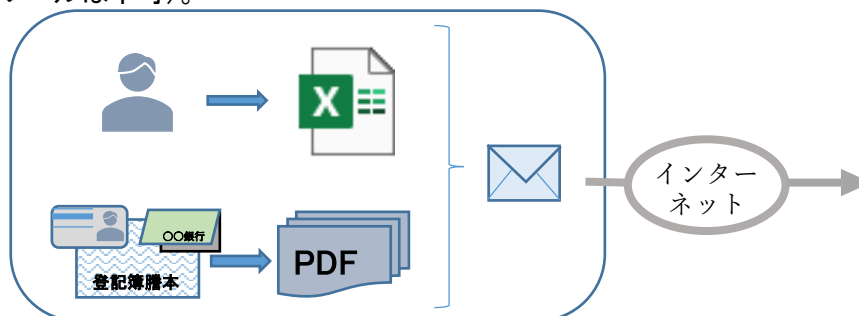
● 事業用後付け装置 使用者の申請書類 ① ② ③ ④ ⑤ の番号順に重ねてください。



※必要となる書類(縦)A4サイズを指定順、順番にまとめてください。左上をクリップで留めて、封入してください。

2. 【電子申請】に関する注意事項(eメールでの送付準備等について)

○申請書類は、上記書類申請と同じ順番で添付して指定のメールアドレスに送付してください(複数台での1メールは不可)。



■記入箇所

記入例

事業者登録
(緑・黒ナンバー)

第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

提出目

2020年 3月 9日

←必ず記入ください。

受付日 受付時に目付を スタンプ	申請者（事業者）氏名/名称（フリガナ）													代表者 氏名/名称（フリガナ）													※個人事業主で氏名のみご記入の場合左側の欄のみに記入												
	トラノモンウンソウカブシキガイシャ													ダイヒョウトリシマリヤク スズキ イチロウ																									
	虎ノ門運送株式会社													代表取締役 鈴木 一郎																									
	住所	〒 105 - 0003 東京													都 道 府・県			港										市											
	虎ノ門2丁目5番5号																																						
	法人番号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	運輸従事高齢者名簿登録者人数			100						人													
	免許証番号※															※法人番号を保有していない場合																							
電話番号			(03)			2345			-			6789																											

補助金振込先	名義人①	預金者名義	カナ	トラノモンウンソウカフ・シキカイシャ タ・イヒヨウトリシマリ								
			氏名	虎ノ門運送株式会社 代表取締役 鈴木 一郎								
	ゆうちょ以外	金融機関・支店名称	平成	(銀行) 信金 信組 労金 農協	虎ノ門				本店 出 金印			
			その他()									
		口座番号	預金種目(該当に○)			口座番号(右詰めで記入)						
			①普通(総合) ②当座 ③貯蓄 ④その他	②	1	2	3	4	5	6	7	
ゆうちょ	銀行コード	通帳記号		通帳番号(右詰めで記入)								
	9900	1		0						1		

補助金の申請に際して交付規程に則る事及び以下の事項に誓約、同意します	
登録情報等の開示	一般社団法人近代化自動車振興センター(以下「センター」)が、自動車運転者・車普及促進事業に係る自動車対策策費補助金の交付申請の審査のための軽自動車検査協会または財団法人自動車安全登録情報協会に対し、個人情報を含む申請車両の軽自動車検査情報の軽自動車安全登録情報の提供を請求し、検査・登録情報を受けること。 また、他の補助金の申請状況について確認する為にセンターと自治体等が交付・申請情報を共有すること。
登録情報の修正 調査への協力	申請書の記載内容が誤っている場合、その誤内容をセンターが修正すること。 補助事業の適正な実施を目的に行う、事前・事後調査に、協力すること。
申請の要件について	補助金の申請において、交付規程第11条に相違なく、又、提出した運転従事高齢者名簿に記載した、従業員はもっぱら当社において運転者として雇用していること。
安全装置の確認について	補助金交付対象車両の安全装置・装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、販売店等から説明を受け、自身も確認したこと、 又、取付け後付付の安全装置・装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について店舗等から説明を行ったこと。

- 注) 1. 本申請書等によりセンターが入手する個人情報類は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、一年間の使用義務調査など、補助金に関する業務のみを目的として使用します。なお、センターの個人情報保護方針については、センターHPプライバシーポリシー (<http://www.coe-pec.or.jp/privacy.html>)に掲載されております。
2. 提出した申請書類一式の写しはセンターからの問い合わせ等に備え、補助金が交付されるまでは保管しておいてください。

不備区分(センター使用欄)									
①			③			⑤			
②			④						

書類チェック (センター使用欄)					
申請書		登記		口座	
名簿		免許			

- ①のお名前を
「**預金者名義**」へご記載ください。
②の番号を
「**口座番号**」へご記載ください。

[illegible]

2. -2 後付け装置の取付け

(6) 後付け装置設置申込書兼誓約書 ※17ページに記入例があります。

- 後付け装置設置申込書兼誓約書(様式 S1-10)に必要な事項の記入の上、取付けされる店舗等に提出ください。
- 補助金を受けた後付け装置は、1 年の保有義務期間(処分制限期間)があります。

確認項目	留意事項																																								
1. 運転者に関する確認	・左側の枠内の④への記入と、今回取付ける車両の運転者全員が含まれる①運転従事高齢者名簿とその②運転免許証のコピー、これら車両全ての③自動車検査証のコピーを添えて取付けを依頼した取扱事業者へ提出(名簿は提示のみでも可)ください。(右側の確認欄は店舗等が記入します) ・「店舗等」とは、後付け装置を販売及び取付ける店舗・整備工場等を指します。 ・④補助金の状況については、「受けている／受ける予定」か「受けない」かのいずれかの口に✓を記入してください。「受けている／受ける予定」と「受けない」の具体的な状況は次の通りです。 (1)「受けている／受ける予定」: 「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」のみ付いたサポカー(新車又は中古車)を購入し、すでにその車両のサポカー補助金を受領又は交付を申請した(含む、予定)状態であること。 (2)「受けない」: 所有車両がサポカー補助金対象外であること。 ・④補助金の状況において、車両補助(「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」装置のみ)を受けている(含む、予定)場合の補助額は次の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位:万円</th><th>補助金 上限額 ①</th><th>車両補助(軽 減ブレーキ付) ②</th><th>上限額残 ①-②</th><th colspan="2">後付け装置補助額</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th></th><th></th><th></th><th>センサー付</th><th>センサー無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新車</td><td>登録車</td><td>10</td><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>軽自動車</td><td>7</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td rowspan="2">中古車</td><td>登録車</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>軽自動車</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> ☆ (注意) 障害物検知機能(センサー)付きペダル踏み間違い急発進抑制装置であっても、中古車で車両補助を受ける場合、後付け装置補助の上限額は 2万円となります。	単位:万円		補助金 上限額 ①	車両補助(軽 減ブレーキ付) ②	上限額残 ①-②	後付け装置補助額							センサー付	センサー無	新車	登録車	10	6	4	4	2	軽自動車	7	3	4	4	2	中古車	登録車	4	2	2	2	2	軽自動車	4	2	2	2	2
単位:万円		補助金 上限額 ①	車両補助(軽 減ブレーキ付) ②	上限額残 ①-②	後付け装置補助額																																				
					センサー付	センサー無																																			
新車	登録車	10	6	4	4	2																																			
	軽自動車	7	3	4	4	2																																			
中古車	登録車	4	2	2	2	2																																			
	軽自動車	4	2	2	2	2																																			
2. 誓約事項	・一から八の項目を読み、同意の上で口に✓を記入してください。 (各項目についての注意事項) ・四: 別紙(次ページ)の誓約事項をお読みください。 ・六: 補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。自治体の実施する補助金との併用については、最寄りの自治体にご確認ください。																																								
記名欄	・記名をお願いします。																																								

(7) 後付け装置を設置しようとする車両の高齢運転者の確認書類(運転免許証のコピー)

- 各高齢運転者の氏名、生年月日等が確認できるものとして下記の書類を店舗等に提出ください。
 - ◎ 運転免許証のコピー(両面を 1 枚に複写)
 - ※申請書到着時点(消印等)で有効期限内のもの。尚、複写時に有効期限が鮮明になっていることにご注意ください。
- ☆ (注意) ・高齢運転者は、後付け装置取付け前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。(暴力団排除に関する誓約書(交付規程別紙1/別紙2))

- ・事業者登録申請時とは別に、今回取付ける車両の高齢運転者全員分が必要です。
不足の場合は無効となります。(事業者登録申請時の登録者人数 $\geq$ 今回取付ける車両台数＝運転免許証のコピーの枚数)
- ・上記書類における氏名、生年月日、免許証番号等は、「運転従事高齢者名簿」に記入した方と同一である必要があります。

(8) 後付け装置を設置しようとする車両の確認書類(自動車検査証のコピー)

- 申請する後付け装置を設置する車両が確認できる下記の書類を添付してください。
 - 自動車検査証のコピー ※「登録事項等通知書」は無効。
- ☆(注意) 上記書類における「使用者の氏名」と「使用者の住所」(所有者と同じ場合は所有者)は、申請書上の使用者欄と同一である必要があります。

(9) 後付け装置を設置しようとする車両の運転従事高齢者名簿

- 事業者登録申請時とは別に、今回取付ける車両台数分の運転従事高齢者名簿の提出又は提示が必要です。(事業者登録申請時の登録者人数 $\geq$ 今回取付ける車両台数＝名簿記載の人数)
- センターが指定する「運転従事高齢者名簿」(様式 S1-6)、又は以下の項目のある独自の様式に記入し店舗等に提出ください(提示のみでも構いません)。

記入項目	留意事項
1. 氏名(カナ)	・申請車両の運転に従事される方のお名前を「カナ」で記入してください。
2. 氏名(漢字)	・申請車両の運転に従事される方のお名前を「漢字」で記入してください。
3. 生年月日	・申請車両の運転に従事される方の生年月日を記入してください。 ・年は西暦で記入してください。
4. 免許証番号	・申請車両の運転に従事される方の免許証番号を記入してください。
5. 所属部署	・申請車両の運転に従事される方の所属部署を記入してください。
6. 備考	・申請車両の運転に従事される方のことで、申請上、特筆することがあれば、記入してください。

【補助金交付申請者】後付け装置取扱事業者／店舗等

1. 必要書類一覧

必要書類		書類様式 (センター指定)
(1)	交付申請書兼実績報告書(事業用 後付け装置)	
	(書類申請) http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-08.pdf	様式 S1-8
	(電子申請) http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-08_e.xlsx	様式 S1-8-e
(2)	後付け装置を設置する車両の高齢運転者の確認書類(運転免許証のコピー)	—
(3)	後付け装置を設置する車両の確認書類(自動車検査証のコピー)	—
(4)	代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書等) (※補助金の控除が確認できるもの)	—
(5)	後付け装置設置申込書兼誓約書	様式 S1-10
	http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-10.pdf	
(6)	国土交通省の後付けの急発進抑制装置の認定製品であることを証する書類	—

- センターが様式を指定する書類は、センターのホームページ「IV. 様式集」からダウンロードしてお使いください。<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/jigyo-atotsuke.html>
- 添付する書類のコピーは、片面コピーで、A4サイズをお願いします。
- 申請書類の送付先は下記の宛先をお願いします。

【後付け装置購入補助金申請送付先】(事業用・後付け装置)

◎ 書類申請の場合：郵送先

〈郵便で発送の場合〉

〒135-8408

東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局留め
深川郵便局 JPMD 内

一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

〈信書便で発送の場合〉

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

◎ 電子申請の場合：メールアドレス ※メール件名は「電子申請(事業用後付け)」としてください。

sapoca-sinsei@cev-pc.or.jp

※補助金の交付を申請する装置1台ごと(複数台不可)

☆(注意) ・後付け装置取扱事業者の認定手続き関係の書類(認定申請書・変更申請書)の送付先ではありません。正しい送付先は、後付け装置取扱事業者様認定手続き専用 HP でご確認ください。

http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/atoduke_tetuduki.pdf

・送付後に不備や不足が判明した場合、交付になる場合もありますのでセンターからの連絡を待つようにしてください。追送はご遠慮ください(返却となります)。

2. 必要書類の詳細説明

(1) **交付申請書兼実績報告書**(事業用 後付け装置) ※16ページに記入例があります。

➤ 交付申請書兼実績報告書(様式 S1-8)は車両1台につき1部、提出してください。

また、電子申請をなされる場合は専用のエクセルファイル、又はその PDF のみ可。

記入項目	留意事項
1. 申請者、使用者に関する事項	・枠内を漏れなく記入してください。 ・法人番号は必ず13桁で記入してください。12桁は無効です。
2. 申請内容に関する事項	・該当する補助金交付申請額のいずれかに○を付けてください。 ☆ (注意) 値引き等により補助対象経費が基準額(4万円/2万円)以外の場合は、その金額(例: 35,000円)が補助金額となります。その場合、余白にその金額を記入してください。 ・後付け装置名、製造番号、装置設置日を記入してください。 ・登録年月日/交付年月日、登録番号(車両番号)、車台番号、有効期間の満了する日は取付け車両の自動車検査証から記入してください。 ※後付け装置名は、実際に取付けたものを次表から選択して記入してください。
3. 補助金の申請に際して交付規程に則する事及び以下の事項に誓約、同意	・内容を確認しご理解ください。
4. 取扱担当者	・後付け装置を取り付けた店舗の名称と連絡先を記入してください。電話番号については、取扱事業者認定において認定された店舗等の一覧に記載の電話番号を必ず記入してください。

【2月12日現在 対象 後付け装置 一覧表】

製造者等	名称(製品番号)	交付申請書「後付け装置名」への記入
トヨタ自動車株式会社	踏み間違い加速抑制システム	トヨタ踏み間違い加速抑制システム
トヨタ自動車株式会社	踏み間違い加速抑制システムⅡ	トヨタ踏み間違い加速抑制システムⅡ
ダイハツ工業株式会社	ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」	ダイハツつくつく防止
株式会社サン自動車工業	S-DRIVE 誤発進防止システム 2(普通車専用タイプ)(SD0102S)	サン S-DRIVE
株式会社サン自動車工業	S-DRIVE 誤発進防止システム 2(軽自動車専用タイプ)(SD0104S)	サン S-DRIVE
一般社団法人日本自動車車体補修協会	JARWA_S-DRIVE(SD0102S)	JARWA S-DRIVE
一般社団法人日本自動車車体補修協会	JARWA_S-DRIVE(SD0104S)	JARWA S-DRIVE
株式会社データシステム	ペダルの見張り番Ⅱ(AWD-01)	ペダルの見張り番Ⅱ

株式会社データシステム	アクセル見守り隊(SAG297)	アクセル見守り隊
ナルセ機材有限会社	ワンペダル	ワンペダル
スズキ株式会社	ふみまちがい時加速抑制システム	スズキ
マツダ株式会社	ペダル踏み間違い加速抑制装置	マツダ
株式会社 SUBARU	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	SUBARU
株式会社 SUBARU	ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」	SUBARU つくつく防止
株式会社ワールドウィング	あしもと見守るくん(AMS-101)	WW 見守るくん
株式会社ホンダアクセス	踏み間違い加速抑制システム(08Z35-PM0)	Honda
三菱自動車工業株式会社	ペダル踏み間違い時加速抑制アシスト(MZ6078)	三菱
日産自動車株式会社	後付け踏み間違い加速抑制アシスト	日産
株式会社英田エンジニアリング	アイアクセル (AEAA-No.3)	アイアクセル
株式会社エイタック	アクセルセイフティモジュールⅡ	アクセルセイフティモジュールⅡ
株式会社 ACR	踏み間違い防止オートアラート	踏み間違い防止オートアラート

(2) 後付け装置を設置する車両の高齢運転者の確認書類(運転免許証のコピー)

- 高齢運転者の提出又は提示された「運転従事高齢者名簿」に記載が確認できるものとして下記の書類を受領し申請書に添付ください。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。
 - 運転免許証のコピー(両面を 1 枚に複写)
 - ※申請書センター到着日時点(消印等)で有効期限内のもの。尚、有効期限が鮮明になっていることにご注意ください。
 - ☆(注意) ・今回取付ける車両の高齢運転者全員分が必要です。不足の場合は無効となります。(事業者登録申請時の登録者人数≧今回取付ける車両台数＝運転免許証の写しの枚数)
 - ・上記書類における氏名、生年月日、免許証番号等は、「運転従事高齢者名簿」に記載された方と同一であることが必要です。

(3) 後付け装置を設置する車両の確認書類(自動車検査証のコピー)

- 後付け装置を設置する車両が確認できる下記の書類を受領し申請書に添付ください。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。
 - 自動車検査証のコピー ※「登録事項等通知書」は無効。
 - ☆(注意) 上記書類における「使用者の氏名」と「使用者の住所」(所有者と同じ場合は所有者)は、申請書上の使用者欄と同一であることが必要です。

(4) 代金支払い手続きが完了したことを証する書類(領収証、納品請求書、注文書等、コピーで可)

- 後付け装置の販売・取付け代金総額(消費税込み)から補助金相当分を控除して支払いを受けたことが確認できる下記の書類を添付してください。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。
- 以下の①、②の両方が確認できるもの。それぞれ別々の書類のコピーでも構いません。

- ① 後付け装置の販売・取付け代金(消費税込み)から補助金相当分を控除したことが確認できる書類。(例:納品請求書、等)
 ☆(注意) 控除した金額(例:4万円、2万円)が、補助金相当額であることが分かるように記述されている必要があります。印字されているものに記述がない場合は、手書きで補記してください。
- ② 後付け装置の販売・取付け代金の支払い手続きが完了したことが確認できる書類。(例:領収書、クレジットカード売上票、等)
 ☆(注意) 領収証やクレジットカード売上票の宛先が使用者本人ではない場合や他の書類(納品請求書、等)から読み取れる金額と一致していない場合等は、何の領収書か不明になる恐れがあります。このような場合は、コピーした紙の余白に適宜説明を補記するようにしてください。(例)「使用者のご子息が支払い」

(5) **後付け装置設置申込書兼誓約書** ※17ページに記入例があります。

- 「後付け装置設置申込書兼誓約書」(様式 S1-10)を確認書類とともに受領し、必要事項を記入し添付ください。また、電子申請をなされる場合は PDF で可。

確認項目	留意事項																																								
1. 運転者に関する 確認	・確認事項を右側欄記載の確認書類で確認の上で、□に✓を記入ください。 ・④補助金の状況において、車両補助(「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」装置のみ)を受けている(含む、予定)場合の補助額は次の通りです。 <table><tr><th colspan="2">単位:万円</th><th>補助金 上限額 ①</th><th>車両補助(軽 減ブレーキ付) ②</th><th>上限額残 ①-②</th><th colspan="2">後付け装置補助額</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th></th><th></th><th>センサー付</th><th>センサー無</th></tr><tr><td rowspan="2">新車</td><td>登録車</td><td>10</td><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>7</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">中古車</td><td>登録車</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ☆(注意) 障害物検知機能(センサー)付きペダル踏み間違い急発進抑制装置であっても、中古車で車両補助を受ける場合、後付け装置補助の上限額は2万円となります。	単位:万円		補助金 上限額 ①	車両補助(軽 減ブレーキ付) ②	上限額残 ①-②	後付け装置補助額							センサー付	センサー無	新車	登録車	10	6	4	4	2	軽自動車	7	3	4	4	2	中古車	登録車	4	2	2	2	2	軽自動車	4	2	2	2	2
単位:万円		補助金 上限額 ①	車両補助(軽 減ブレーキ付) ②	上限額残 ①-②	後付け装置補助額																																				
					センサー付	センサー無																																			
新車	登録車	10	6	4	4	2																																			
	軽自動車	7	3	4	4	2																																			
中古車	登録車	4	2	2	2	2																																			
	軽自動車	4	2	2	2	2																																			
2. 誓約事項	・後付け装置の購入者に、一から八の項目、全ての項目の□に✓を記載されているか確認ください。 (いずれかが欠けている場合、補助金交付の対象となりません) (各項目についての注意事項) ・六: 補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。自治体の実施する補助金との併用については、最寄りの自治体にご確認ください。																																								
記名欄	・記名があるかを確認ください。																																								

(6) 国土交通省の後付けの急発進等抑制装置の認定製品であることを証する書類

- 下記①か②のいずれかを添付ください。(いずれもメーカーにお問合せください) また、電子申請をなされる場合は PDF で可。
- ① 国土交通大臣から各認定申請者(メーカー等)に発出されている認定審査結果の通知書
- 先行個別認定による認定製品の場合:「認定審査結果通知書」のコピー
 - 性能認定制度による認定製品の場合:「後付安全運転支援装置の性能認定について」のコピー
- ② ①が提出できない場合は、「(製品名)については、国土交通省後付け急発進等抑制装置の認定において、〇月〇日に国土交通省より認定を受けている製品です」という趣旨のメーカーで作成の書面を、メーカーから入手してください。

※書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認ください※

＜事業用後付け装置・補助金交付申請＞

☆(注意) 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

- ☐ 提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】装置設置から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

- ☐ 申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

- ☐ 申請書(使用者)及びその他様式の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？(自動車検査証の使用者名・領収書、注文書の買主名(使用者名)等)

- ☐ 提出又は提示された「運転従事高齢者名簿」に記載された高齢運転者全員の有効な運転免許証のコピーがありますか？

- ☐ 必要書類は全て整っていますか？

添付する書類のコピーは、片面コピーで、A4サイズをお願いします。

- ◇ 交付申請書兼実績報告書(様式 S1-8) <申請書は原本>

※電子申請をなされる場合はこの様式のみ専用のエクセルファイル、又はその PDF のみ可とし、これ以下の書類は PDF で可。

- ◇ 運転免許証のコピー

- ◇ 自動車検査証のコピー

- ◇ 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書、注文書等)

- ◇ 後付け装置設置申込書兼誓約書(様式 S1-10) <申込書は原本>

- ◇ 国土交通省の後付けの急発進抑制装置の認定製品であることを証する書類

- ☐ 申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を使用者に確認しましたか？

- ☐ 使用者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基いて確認しましたか？

○事業用 申請者:取扱事業者 後付け装置の交付申請

※申請に必要な書類と書類提出にあたってのお願い

必要な書類		様式番号
①	交付申請書兼実績報告書(事業用自動車 後付け装置)	様式S1-8
②	後付け装置設置を設置しようとする高齢運転者の確認書類(運転免許証の表・裏のコピー)	—
③	後付け装置設置を設置しようとする車両の確認書類(自動車検査証のコピー)	—
④	代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書のコピー等) (※補助金の控除が確認できるもの)	—
⑤	後付け装置設置申込書兼契約書(事業用自動車 後付け装置)	様式S1-10
⑥	国土交通省の後付けの急発進抑制装置の認定製品であることを証する書類	—

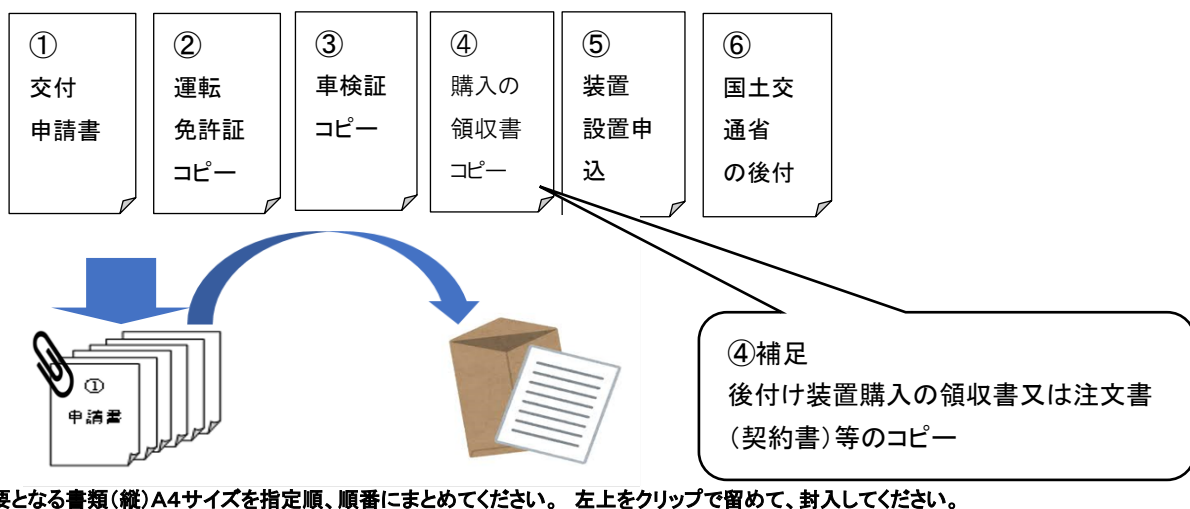
1. 【書類審査】に関する注意事項(申請書類の送付準備等について)

○申請書類は、必要な添付書類と一緒に折らずに左上をクリップで留めてA4角形2号封筒に同封して指定の宛先に送付してください。なお、封筒表面に赤字で補助金申請書在中と書いてください。

○提出書類は、印刷が鮮明なものに限ります。

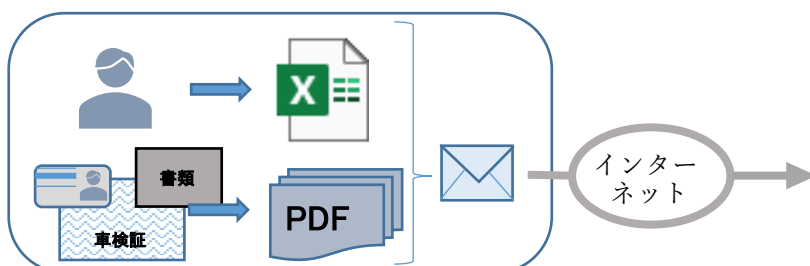
○申請書に添付する書類の内、コピーになるものはA4サイズの用紙にコピーし、切り抜いたり、折り畳んだりしないで、①の申請書の後ろに他の添付する書類とともに② ③ ④ ⑤ ⑥の順にクリップで綴じてください。(ホチキス留めはしないでください)

● 事業用後付け装置 申請者の場合 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ の番号順に重ねてください。



2. 【電子申請】に関する注意事項(eメールでの送付準備等について)

○申請書類は、上記書類申請と同じ順番で添付して指定のメールアドレスに装置1台ごとに送付してください(複数台での1メールは不可)。



(様式S1-8)

安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金
交付申請書兼実績報告書
一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

記入例

様式S1-8

事業用後付け
(緑・黒パン)

記入箇所

安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金交付規程(以下「交付規程」という)
第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

受付日	申請者 (後付け装置取扱事業者) 名称 (フリガナ) / 代表者氏名	
	サクラボックス カブシキガイシャ / ダイヒョウトリシマリヤク スズキ イチロウ	
	サクラボックス株式会社 代表取締役 鈴木 一郎	
	住所 〒 105 - 0003 東京 都 道 港 市 区 部 虎ノ門2丁目5番5号	
受付時に日付を スタンプ	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 0 1 2 3 4 5 法人番号を保有していない場合、センター指定の事業者番号を右詰めで記入
	電話番号	(03) 1234 - 6789
	使用者 名称 / 代表者氏名	虎ノ門運送 代表取締役 虎ノ門 一郎
	住所 〒 111 - 1212 東京 都 道 品川 市 区 部 上大崎1-2-3	
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
	免許証番号	(法人番号を保有していない場合)
	電話番号	(03) 1234 - 7890
	所有者は使用者と同一ですか?	はい ・ いいえ ⇒ いいえの場合は下記所有者を記入
	所有者	所有者はリース会社ですか? はい ・ いいえ



申請内容			
補助金交付申請額 (該当に○)	① 4万円	② 2万円	後付け装置名 トヨタ自動車 踏み間違え加速抑制システム
製造番号 (シリアルナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9	装置設置日	令和 2 年 4 月 28 日
登録年月日 / 交付年月日	平成 令和 1 年 2 月 28 日	登録番号 (車両番号)	品川 580 あ 1234 ①
車台番号	L275S-0125683 ②		
有効期間の満了する日	平成 令和 4 年 4 月 27 日		

店舗等	補助金の申請に際して交付規程に則る事及び以下の事項に誓約 取付けた店舗等が、後付け装置取扱事業者決定通知書に記載のものと相違無 国土交通省の後付け急発進等抑制装置の先行個別認定において、本件後付 し認定されていること。
登録情報等の開示	一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」)が、安全運転サポ ル補助金の交付申請の審査等のため軽自動車検査協会または財団法人自動 含む申請車両の軽自動車検査情報又は自動車検査登録情報の提供を請求し た。申請者又は使用者による他の補助金の申請状況について確認する為に 共有する場合があること。
登録情報の修正	申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正すること。
調査への協力	補助事業の適正な実施を目的に行う、事前・事後調査に、協力すること。
申請の要件等について	補助金の申請において、交付規程第11条第3項に相違ないこと。
安全装置の確認について	取付けた後付け装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、店舗等

注) 1. 本申請書等によりセンターが入手する「個人情報」は、申請者への問合せ、補助金の交付・不
一年間の使用義務調査など、補助金に関する業務のみを目的として使用します。なお、センタ
センターHPプライバシーポリシー (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>) に掲載されておりま
2. 提出した申請書類一式の写しはセンターからの問い合わせ等に備え、補助金が交付されるま

取扱担 当者※	氏名:	山田 太郎
	社名、店舗名	虎ノ門オート販売 目黒店
	TEL:	03-2345-5678 FAX: 03-2345-5690

※取扱事業者が申請した店舗等の一覧に記載の電話番号を必ず記入ください。

必ず補助対象装置の購入先情報を記入ください。審査の過程
でセンターが確認する場合があります。

①の番号を「登録番号(車両番号)」へご記載ください。
②の番号を「車台番号」へご記載ください。

書類チェック (センター使用欄)			
申請書	車検	免許	
証明	領収書	申・誓	

記入箇所

後付け装置設置申込書兼誓約書

記入例

当社（個人である場合は私）（申込者）は、後付け装置設置に係る費用から安全運転サポート車普及促進事業費補助金相当額の控除を受けるため、以下を確認及び誓約の上、後付け装置の設置を申し込みます。

第 1 運転者に関する確認

	確認事項	確認方法	店舗等確認欄
			☑に✓ 確認書類
①	氏名	2021年度に満65歳以上となる運転者の一覧を、後付け装置を設置する店舗等に提出（※）する。 ※提示のみでも可	☑ 申込者が提出（※）する 2021年度に満65歳以上 となる運転者の一覧
②	年齢要件	運転者の運転免許証写しを、後付け装置を設置する店舗等に提出する。	☑ 運転免許証
③	車台番号	後付け装置を設置する車両の自動車検査証写しを、後付け装置を設置する店舗等に提出する。	☑ 自動車検査証
④	補助金の 状況	この車両につきサポカー補助金の車両補助を □受けている／受ける予定 ☑受けない	—

店舗等で確認を
行い欄に✓を記入

第 2 誓約事項 (□に✓を入れてください)

次の事項を確認し、遵守することを、ここに誓約いたします。

- ☑ 一 転売を目的として後付け装置を設置しないこと。
- ☑ 二 後付け装置を設置する自動車を、事業の用途に供するとともに、専ら雇用している65歳以上の運転者に使用させること。
- ☑ 三 設置した後付け装置については、設置日から1年間は、原則として処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。以下同じ。）を行わないものとし、処分しようとするときは、設置した店舗等に申し出るとともに、第八号の適用を受ける場合があることについて了承したこと。
- ☑ 四 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）の記に記載されている事項に該当しないこと。
- ☑ 五 後付け装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。
- ☑ 六 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けないこと。
- ☑ 七 後付け装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、補助事業者である一般社団法人次世代自動車振興センターが一切の責任を負わないことについて了承したこと。
- ☑ 八 前項各号の確認事項及び前号までの誓約事項に虚偽があった場合は、後付け装置取扱事業者または店舗等に対して、後付け装置の購入及び設置に係る費用から自己負担分を差し引いた額を支払うこと。

令和 3 年 4 月 28 日

住 所 東京都品川区上大崎 1 - 2 - 3

氏名又は名称 虎ノ門運送

及び代表者名 代表取締役 虎ノ門 一郎

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、後付け装置設置の申込みをするに当たって、また、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

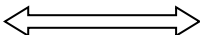
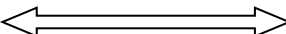
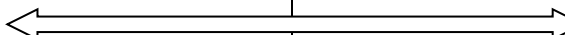
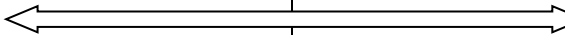
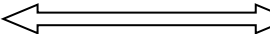
記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

Ⅲ. 計画変更・財産処分等の手続き

- ・センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認ください、誤りのない手続きをお願いします。
- ・1年間の保有が義務付けられています。代替等の処分をする場合は補助金の返納が必要です。

- 交付申請以降から財産処分制限期間（車両は登録（届出）から1年間、後付け装置は取付けから1年間）が経過するまでの間に、申請内容に変更が発生する場合は、変更の内容と変更の時期に応じて、事前に手続きが必要です。
- 後付け装置を設置した方は、設置した店舗等に申し出ていただき手続きをその店舗等に行っていただくように依頼ください。なお、補助金は店舗等まで返納ください。

変更の種類		申請～交付決定	交付決定～補助金振込	補助金振込～ 財産処分制限期間内
(1) 交付申請 取下げ	① 交付決定後		 (交付決定から7日間)	
	② " 決定前			
(2) 計画変更	① 軽微な変更			
	② 重要事項の変更			
(3) 財産処分（車両の処分）				

1. 必要書類一覧

変更の種類		必要な書類	様式
(1) 交付申請 取下げ	① 決定後	交付申請取下げ書（決定後） http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-15-1.pdf	S1-15-1
	② 決定前	交付決定取下げ書（決定前） http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-15-2.pdf	S1-15-2
(2) 計画変更	① 軽微な変更	変更届出書 http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-12.pdf	S1-12
	② 重要事項の変更	計画変更承認申請書 http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-13.pdf	S1-13
(3) 財産処分（車両の処分）		財産処分承認申請書 http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/R1ho_sc_ys01-14.pdf	S1-14

- センターが様式を指定する書類は、センターのホームページ「Ⅳ. 様式集」からダウンロードしてお使いください。
- 添付するコピーは、片面コピーで、A4サイズをお願いします。

- 申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

【各種書類郵送先】

〒104-0031
東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル3階
一般社団法人 次世代自動車振興センター

2. 必要書類の詳細説明

- 変更の内容によって、手続きや必要書類が異なることがありますので、疑問点があれば事前にセンターにご相談ください。

(1) 交付申請取下げ

変更内容	具体的な例	提出書類
① 交付決定後	▣ 交付決定通知を受けた日から、7日以内の交付申請の取り下げ ☆（注意）既に補助金が交付されているときはセンターから補助金返納の案内をします。新たに補助対象車両を購入しその車両への補助金を申請することはセンターからの申請書類が返送されてから（到着後）、また補助金返納がある場合は返納後に可能となります。	交付申請取下げ書 （決定後） ＜様式 S1-15-1＞ ＋ 必要書類
② 交付決定前	▣ 交付決定前の交付申請の取り下げ ☆（注意）新たに補助対象車両を購入しその車両への補助金を申請することはセンターからの申請書類が返送されてから（到着後）可能となります。	交付申請取下げ書 （決定前） ＜様式 S1-15-2＞ ＋ 必要書類

(2) 計画変更

変更内容	具体的な例	提出書類
① 軽微な変更	・自動車検査証の変更を伴わない以下の内容が対象となります。 ▣ 申請者の氏名の変更 （個人の改姓、法人の代表取締役の変更など） ▣ 申請者の住所変更 ☆（注意）補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。	変更届出書 ＜様式 S1-12＞ ＋ 必要書類

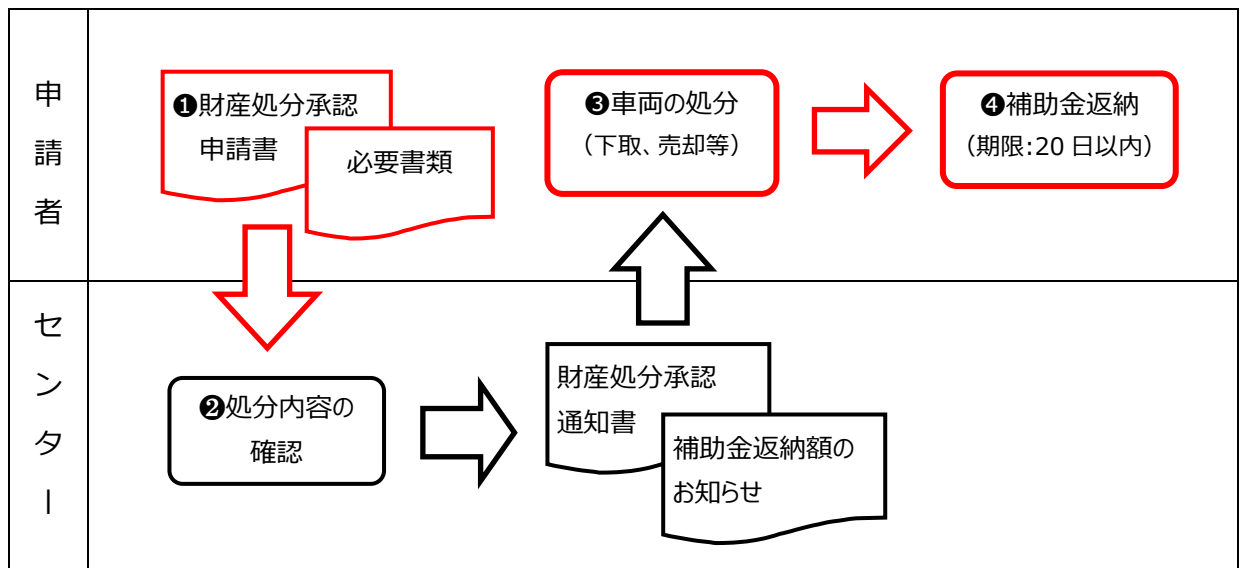
② 重要事項の変更	・補助金交付決定以降に発生した自動車検査証の変更を伴う以下の内容が対象となります。 ▣ 車両の登録ナンバー、氏名、住所などの変更 ▣ 車両の売却、廃車などにより、補助金の受領を中止する場合 ▣ 相続などにより、申請者（車両の所有者変更の場合で、使用者は変更なし）の名義を変更して補助金の受領をする場合 ☆（注意）補助金の受領以降に車両の売却、廃車、使用者を含む名義変更及びリース契約者の変更などを行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。この場合の手続きは、（３）財産処分を参照ください。	計画変更承認 申請書 ＜様式 S1-13＞ ＋ 必要書類
-----------	---	---

（３）財産処分

- 補助金の交付を受けた車両（「取得財産等」という）を処分制限期間内に処分する場合には、処分に前に財産処分承認手続きが必要です。また、補助金の返納も必要となります。
- 処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合でも、その車両への補助金申請はできません。（補助金の申請は１人１回です。）

☆（注意）財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

＜車両処分（財産処分）の手続き＞



①	・必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出してください。
②	・センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。
③	・車両を処分してください。

④	・「財産処分承認通知書」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。 ☆（注意）国の規定に従って、納付期限は、通知から 20 日とさせていただきます。また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。
---	---

☆（注意）取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、安全サポート車の普及を促進することによって高齢運転者の安全対策を図ることです。これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ①補助金の目的に反する使用 ②譲渡（売却） ③交換 ④貸付 ⑤廃棄
⑥担保に供すること

☆（注意）補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- ① 取得財産等が天災などにより走行不能となり抹消処分した場合
② 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
③ その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」及び必要書類を提出いただき、承認を得る必要があります。

☆（注意）財産処分承認申請書に記入する補助金交付決定番号が不明な時は、車検証コピーを添付してください。

➤ センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

センターの承認を得ずに、無届で処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めます。

(様式S1-5)
安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金
事業者登録申請書
一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

様式S1-5

事業者登録
(緑・黒ナンバー)

安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金交付規程(以下「交付規程」という)
第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

提出日 年 月 日 ←必ず記入ください。

受付日 受付時に日付を スタンプ	申請者（事業者）氏名/名称（フリガナ）										代表者氏名/名称（フリガナ） ※個人事業主で氏名のみご記入 の場合左側の欄のみに記入														
	住所	〒					—					都・道 府・県					市 区 郡								
	法人番号															運転従事高齢者名簿 登録者人数					人				
	免許証番号※															※法人番号を保有していない場合									
	電話番号					() —																			

補助金振込先	名義人	預金者名義	カナ																				
			氏名																				
	ゆうちょ以外	金融機関・支店名称	銀行 信金 信組 労金 農協										本店 出張所 支店 支所										
			その他 ()																				
	口座番号	預金種目（該当に○）										口座番号（右詰めで記入）											
		①普通（総合） ②当座 ③貯蓄 ④その他																					
ゆうちょ	銀行コード	通帳記号					通帳番号（右詰めで記入）																
	9900	1				0												1					

補助金の申請に際して交付規程に則る事及び以下の事項に誓約、同意します。	
登録情報等の開示	一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」)が、安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金の交付申請の審査等のため軽自動車検査協会または財団法人自動車検査登録情報協会に対し、個人情報を含む申請車両の軽自動車検査情報又は自動車検査登録情報の提供を請求し、検査・登録情報を受けること。 また、他の補助金の申請状況について確認する為にセンターと自治体等が交付・申請情報を共有すること。
登録情報の修正	申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正すること。
調査への協力	補助事業の適正な実施を目的に行う、事前・事後調査に、協力すること。
申請の要件について	補助金の申請において、交付規程第11条に相違ないこと。又、提出した運転従事高齢者名簿に記載した、従業員はもつぱら当社において運転者として雇用にしていること。
安全装置の確認について	補助金交付対象車両の安全運転装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、販売店等から説明を受け、自身も確認したこと。 又、取付けた後付け装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について店舗等から説明を行ったこと。

注) 1. 本申請書等によりセンターが入手する『個人情報』は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、一年間の使用義務調査など、補助金に関する業務のみを目的として使用します。なお、センターの個人情報保護方針については、センターHPプライバシーポリシー (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>) に掲載されております。

2. 提出した申請書類一式の写しはセンターからの問い合わせ等に備え、補助金が交付されるまでは保管しておいてください。

不備区分(センター使用欄)					
①			③		⑤
②			④		

書類チェック (センター使用欄)					
申請書	登記		口座		
名簿	免許				

(/)

法人名

[illegible]

(様式S1-8)
安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金
交付申請書兼実績報告書
一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

様式S1-8

事業用後付け
(緑・黒ナンバー)

安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金交付規程(以下「交付規程」という)
第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

受付日	申請者 (後付け装置取扱事業者) 名称 (フリガナ)		(フリガナ) /代表者氏名	
	〒	—	都・道 府・県	市 区 郡
	住所			
	法人番号		法人番号を保有していない場合、センター指定の事業者番号を右詰めで記入	
	電話番号	() —		
	使用者 名称 /代表者氏名			
	〒	—	都・道 府・県	市 区 郡
住所				
法人番号				
免許証番号		(法人番号を保有していない場合)		
電話番号	() —			
所有者は使用者と同一ですか? はい ・ いいえ ⇒ いいえの場合は下記所有者を記入				
所有者			所有者はリース会社ですか? はい・いいえ	

申請内容				
補助金交付申請額 (該当に○)	① 4 万円	② 2 万円	後付け装置名	
製造番号 (シリアルナンバー)			装置設置日	令和 年 月 日
登録年月日/ 交付年月日	平成 年 月 日	登録番号 (車両番号)		
車台番号				
有効期間の満了する日	平成 年 月 日			

補助金の申請に際して交付規程に則る事及び以下の事項に誓約、同意します。	
店舗等	取付けた店舗等が、後付け装置取扱事業者決定通知書に記載のものと相違無いこと。 国土交通省の後付け急発進等抑制装置の先行個別認定において、本件後付け装置を設置する取付け事業者として申請し認定されていること。
登録情報等の開示	一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」)が、安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金の交付申請の審査等のため軽自動車検査協会または財団法人自動車検査登録情報協会に対し、個人情報を含む申請車両の軽自動車検査情報又は自動車検査登録情報の提供を請求し、検査・登録情報を受けること。 また、申請者又は使用者による他の補助金の申請状況について確認する為に、センターと自治体等が交付・申請情報を共有する場合があること。
登録情報の修正	申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正すること。
調査への協力	補助事業の適正な実施を目的に行う、事前・事後調査に、協力すること。
申請の要件等について	補助金の申請において、交付規程第11条第3項に相違ないこと。
安全装置の確認について	取付けた後付け装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、店舗等から説明を行ったこと。

注) 1. 本申請書等によりセンターが入手する『個人情報』は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、一年間の使用義務調査など、補助金に関する業務のみを目的として使用します。なお、センターの個人情報保護方針については、センターHPプライバシーポリシー (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>) に掲載されております。
2. 提出した申請書類一式の写しはセンターからの問い合わせ等に備え、補助金が交付されるまでは保管しておいてください。

取扱担当者※	氏名:	
	社名、店舗名	
	TEL:	FAX:

※取扱事業者が申請した店舗等の一覧に記載の電話番号を必ず記入ください。

不備区分(センター使用欄)					
①		③		⑤	
②		④			

書類チェック (センター使用欄)					
申請書	車検	免許			
証明	領収書	申・誓			

後付け装置設置申込書兼誓約書

当社（個人である場合は私）（申込者）は、後付け装置設置に係る費用から安全運転サポート車普及促進事業費補助金相当額の控除を受けるため、以下を確認及び誓約の上、後付け装置の設置を申し込みます。

第 1 運転者に関する確認

	確認事項	確認方法	店舗等確認欄 □に✓ 確認書類
①	氏名	2021年度に満65歳以上となる運転者の一覧を、 後付け装置を設置する店舗等に提出（※）する ※提示のみでも可	□ 申込者が提出（※）する 2021年度に満65歳以上 となる運転者の一覧
②	年齢要件	運転者の運転免許証写しを、後付け装置を設置する店 舗等に提出する	□ 運転免許証
③	車台番号	後付け装置を設置する車両の自動車検査証写しを、後 付け装置を設置する店舗等に提出する	□ 自動車検査証
④	補助金の 状況	この車両につきサポカー補助金の車両補助を □受けている／受ける予定 □受けない	—

第 2 誓約事項（□に✓を入れてください）

次の事項を確認し、遵守することを、ここに誓約いたします。

- ☐ 一 転売を目的として後付け装置を設置しないこと。
- ☐ 二 後付け装置を設置する自動車を、事業の用途に供するとともに、専ら雇用している65歳以上の運
転者に使用させること。
- ☐ 三 設置した後付け装置については、設置日から1年間は、原則として処分（補助金交付の目的に反し
て使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。以下同じ。）を行わないも
のとし、処分しようとするときは、設置した店舗等に申し出るとともに、第八号の適用を受ける場
合があることについて了承したこと。
- ☐ 四 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）の記に記載されている事項に該当しないこと。
- ☐ 五 後付け装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。
- ☐ 六 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けないこと。
- ☐ 七 後付け装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、補助事業者である一般社団法人次世代
自動車振興センターが一切の責任を負わないことについて了承したこと。
- ☐ 八 前項各号の確認事項及び前号までの誓約事項に虚偽があった場合は、後付け装置取扱事業者または店舗等
に対して、後付け装置の購入及び設置に係る費用から自己負担分を差し引いた額を支払うこと。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、後付け装置設置の申込みをするに当たって、また、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

◆申請書類の送付先

申請書は下記へ送付してください。(持ち込みによる書類受付はいたしません。)

◎郵便で発送の場合

〒135-8408 東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局 JPMD内
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

◎信書便で発送の場合

〒135-0024 東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー補助金受付窓口 事業用係

※交付申請取下げ・計画変更・財産処分等の手続き変更は下記へ送付してください。

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目1-1 八重洲ダイビル3階
一般社団法人 次世代自動車振興センター
サポカー普及促進部 宛